

議案第 35 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成 12 年板橋区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表 107 の項中「建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 9 条の 3 に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査」を「同項ただし書第 1 号及び第 2 号に規定する確認審査」に、「5,600 円」を「6,900 円」に、「9,400 円」を「13,000 円」に、「14,000 円」を「21,000 円」に、「19,000 円」を「25,000 円」に改め、同表 110 の項中「第 18 条第 4 項ただし書」を「第 18 条第 5 項ただし書」に改め、同表 115 の項中「11,000 円」を「15,000 円」に、「12,000 円」を「17,000 円」に、「16,000 円」を「25,000 円」に、「23,000 円」を「31,000 円」に改め、同表 119 の項中「9,900 円」を「12,000 円」に、「11,000 円」を「16,000 円」に、「ものは 15,000 円」を「ものは 23,000 円」に、「21,000 円」を「29,000 円」に改め、同表 125 の 3 の項中「第 18 条第 4 項ただし書」を「第 18 条第 5 項ただし書」に、「5,600 円」を「6,900 円」に、「9,400 円」を「13,000 円」に、「14,000 円」を「21,000 円」に、「19,000 円」を「25,000 円」に改め、同表 125 の 8 の項中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 21 項」に、「11,000 円」を「15,000 円」に、「12,000 円」を「17,000 円」に、「16,000 円」を「25,000 円」に、「23,

０００円」を「３１，０００円」に改め、同表１２５の９の項から１２５の１１の項までの規定中「第１８条第１７項」を「第１８条第２１項」に改め、同表１２５の１２の項中「第１８条第１７項」を「第１８条第２１項」に、「９，９００円」を「１２，０００円」に、「１１，０００円」を「１６，０００円」に、「ものは１５，０００円」を「ものは２３，０００円」に、「２１，０００円」を「２９，０００円」に改め、同表１２５の１３の項及び１２５の１４の項中「第１８条第１７項」を「第１８条第２１項」に改め、同表１２５の１５の項から１２５の１７の項までの規定中「第１８条第２０項」を「第１８条第２９項」に改め、同表１２５の１８の項中「第１８条第２４項第１号」を「第１８条第３８項第１号」に改め、同表１２５の１９の項中「第１８条第２４項第２号」を「第１８条第３８項第２号」に改め、同表１５５の２の項中「建築基準法施行令」の次に「（昭和２５年政令第３３８号）」を加え、同表１７０の項額の欄を次のように改める。

次の１及び２に掲げる区分に応じ、１件につき、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について１２５の３の項に掲げる額（特定建築基準適合審査をするよう申出があった場合においては一の建築物について１０８の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について１２５の４の項又は１２５の５の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）

１ 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）

が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）

５，８００円

(2) (1)以外の建築物

次のア及びイに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１条第２項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）

当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１１，３００円、３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２３，８００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは５２，８００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは９４，７００円、１０，０００平方メートルのものは１１９，０００円

イ 非住宅部分（基準省令第１条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）

当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１１，３００円、３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１９，５００円、１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは３１，６００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは９４，３００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１４９，０００円、１０，０００平方メートルのものは１８８，０００円

２ その他の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和４年国土交通省告示第１１０６号）をいう。以下同じ。）による場合

当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは

20,700円、200平方メートル以上のものは22,200円

イ 仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を基準省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、171の項、172の3の項及び172の4の項において同じ。）による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは30,100円、200平方メートル以上のものは33,200円

ウ 標準計算法（基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、171の項、172の3の項及び172の4の項において同じ。）による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは40,200円、200平方メートル以上のものは44,900円

(2) (1)以外の建築物

次のア及びイに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 住宅部分

(ア) 誘導仕様基準による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは38,700円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは66,900円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは120,000円

0円、5,000平方メートル以上のものは183,000円

(イ) 仕様・計算併用法による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは59,800円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは100,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは175,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは256,000円、10,000平方メートルのものは304,000円

(ウ) 標準計算法による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは81,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは135,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは229,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは329,000円、10,000平方メートルのものは390,000円

イ 非住宅部分

(ア) モデル建物法（基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準により評価する方法をいう。171の項、172の3の項、172の4の項において同じ。）による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは102,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは129,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは171,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは276,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは361,00

- 0円、10,000平方メートルのものは434,000円
- (イ) 標準入力法等（基準省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。171の項、172の3の項、172の4の項において同じ。）による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは266,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは334,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは431,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは615,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは758,000円、10,000平方メートルのものは896,000円

別表171の項額の欄を次のように改める。

次の1及び2に掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について125の3の項に掲げる額（特定建築基準適合審査をするよう申出があった場合においては一の建築物について108の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の4の項又は125の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）

- 1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

- (1) 一戸建て住宅

4,100円

- (2) (1)以外の建築物

次のア及びイに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ

れ定める額

ア 住宅部分

当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは
８，０００円、３００平方メートル以上２，０００平方メートル
未満のものは１６，７００円、２，０００平方メートル以上
５，０００平方メートル未満のものは３７，０００円、５，０
００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは
６６，５００円、１０，０００平方メートルのものは８３，５
００円

イ 非住宅部分

当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは
８，０００円、３００平方メートル以上１，０００平方メートル
未満のものは１３，８００円、１，０００平方メートル以上
２，０００平方メートル未満のものは２２，２００円、２，０
００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６
６，１００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方
メートル未満のものは１０４，０００円、１０，０００平方メ
ートルのものは１３２，０００円

２ その他の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは
１４，３００円、２００平方メートル以上のものは１５，１０
０円

イ 仕様・計算併用法による場合

当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは
２１，１００円、２００平方メートル以上のものは２３，３０
０円

ウ 標準計算法による場合

当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは
２８，３００円、２００平方メートル以上のものは３１，５０
０円

(2) (1)以外の建築物

次のア及びイに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞ
れ定める額

ア 住宅部分

(ア) 誘導仕様基準による場合

当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは
２６，８００円、３００平方メートル以上２，０００平方
メートル未満のものは４６，５００円、２，０００平方メー
トル以上５，０００平方メートル未満のものは８４，８００
円、５，０００平方メートル以上のものは１２７，０００円

(イ) 仕様・計算併用法による場合

当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは
４２，０００円、３００平方メートル以上２，０００平方
メートル未満のものは７０，５００円、２，０００平方メー
トル以上５，０００平方メートル未満のものは１２２，００
０円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メート
ル未満のものは１７９，０００円、１０，０００平方メート
ルのものは２１３，０００円

(ウ) 標準計算法による場合

当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは
５６，８００円、３００平方メートル以上２，０００平方
メートル未満のものは９４，６００円、２，０００平方メー
トル以上５，０００平方メートル未満のものは１６１，００
０円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メート
ル未満のものは２３１，０００円、１０，０００平方メート
ルのものは２７３，０００円

イ 非住宅部分

(ア) モデル建物法による場合

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものは 71,600 円、300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものは 91,100 円、1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものは 119,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものは 193,000 円、5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものは 253,000 円、10,000 平方メートルのものは 304,000 円

(イ) 標準入力法等による場合

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものは 186,000 円、300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものは 234,000 円、1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものは 301,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものは 430,000 円、5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものは 531,000 円、10,000 平方メートルのものは 627,000 円

別表 172 の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項」に改め、同項額の欄を次のように改める。

次の 1 及び 2 に掲げる区分に応じ、1 件につき、次に掲げる額

- 1 計画提出又は計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出され

た場合

(1) 一戸建て住宅

5, 800円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

170の項1(2)アに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

イ 非住宅部分

170の項1(2)イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

2 1以外の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,700円、200平方メートル以上のものは22,200円

イ 仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を、仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは基準省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは基準省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、172の2の項及び172の6の項において同じ。）による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは

30, 100円、200平方メートル以上のものは33, 200円

ウ 標準計算法（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法又は第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、172の2の項及び172の6の項において同じ。）による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは40, 200円、200平方メートル以上のものは44, 900円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合

170の項2(2)ア(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

(イ) 仕様・計算併用法による場合

170の項2(2)ア(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

(ウ) 標準計算法による場合

170の項2(2)ア(ウ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

イ 非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合における当該非住宅部分

170の項1(2)イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

ウ イ以外の非住宅部分

(ア) モデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロの基準により評価する方法をいう。172の2の項及び172の6の項

において同じ。) による場合

170の項2(2)イ(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

(イ) 標準入力法等（基準省令第1条第1項第1号イの基準により評価する方法をいう。172の2の項及び172の6の項において同じ。）による場合

170の項2(2)イ(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

別表172の2の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同項額の欄を次のように改める。

次の1及び2に掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額

1 変更計画提出又は変更計画通知に併せて建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

(1) 一戸建て住宅

4, 100円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

171の項1(2)アに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

イ 非住宅部分

171の項1(2)イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

2 1以外の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 仕様基準又は誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは

14,300円、200平方メートル以上のものは15,100円

イ 仕様・計算併用法による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは21,100円、200平方メートル以上のものは23,300円

ウ 標準計算法による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは28,300円、200平方メートル以上のものは31,500円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合

171の項2(2)ア(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

(イ) 仕様・計算併用法による場合

171の項2(2)ア(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

(ウ) 標準計算法による場合

171の項2(2)ア(ウ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

イ 非住宅部分の用途が工場等のみの場合における当該非住宅部分

171の項1(2)イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

ウ イ以外の非住宅部分

(ア) モデル建物法による場合

171の項2(2)イ(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

(イ) 標準入力法等による場合

171の項2(2)イ(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

別表172の3の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項」に改め、同項額の欄を次のように改める。

次の1及び2に掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について125の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに108の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の4の項又は125の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）

1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

(1) 一戸建て住宅

5,800円

(2) (1)以外の建築物

次のア及びイに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 住宅部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは52,800円、5,

000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは94,700円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは119,000円、25,000平方メートル以上のものは148,000円

イ 非住宅部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,500円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは31,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは94,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは149,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは188,000円、25,000平方メートル以上のものは235,000円

2 1以外の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,700円、200平方メートル以上のものは22,200円

イ 仕様・計算併用法による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは30,100円、200平方メートル以上のものは33,200円

ウ 標準計算法による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは40,200円、200平方メートル以上のものは44,900円

(2) (1)以外の建築物

次のア及びイに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 住宅部分

(ア) 誘導仕様基準による場合

170の項2(2)ア(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

(イ) 仕様・計算併用法による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは59,800円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは100,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは175,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは256,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは304,000円、25,000平方メートル以上のものは354,000円

(ウ) 標準計算法による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは81,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは135,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは229,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは329,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは390,000円、25,000平方メートル以上のものは449,000円

イ 非住宅部分

(ア) モデル建物法による場合

当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１０２，０００円、３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１２９，０００円、１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１７１，０００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２７６，０００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３６１，０００円、１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４３４，０００円、２５，０００平方メートル以上のものは５０９，０００円

(イ) 標準入力法等による場合

当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは２６６，０００円、３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは３３４，０００円、１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは４３１，０００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６１５，０００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは７５８，０００円、１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは８９６，０００円、２５，０００平方メートル以上のものは１，０２０，０００円

別表１７２の４の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３６条第１項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３１条第１項」に改め、同項額の欄を次のように改める。

次の１及び２に掲げる区分に応じ、１件につき、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３１条第２項において準用する同法第３０条第２項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について１２５の３の項に掲げる額

(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに108の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の4の項又は125の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)

1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

(1) 一戸建て住宅

4, 100円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは37,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは66,500円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは83,500円、25,000平方メートル以上のものは103,000円

イ 非住宅部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは13,800円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは22,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは66,100円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは104,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは132,0

00円、25,000平方メートル以上のものは165,000円

2 1 以外の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは14,300円、200平方メートル以上のものは15,100円

イ 仕様・計算併用法による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは21,100円、200平方メートル以上のものは23,300円

ウ 標準計算法による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは28,300円、200平方メートル以上のものは31,500円

(2) (1)以外の建築物

次のア及びイに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 住宅部分

(ア) 誘導仕様基準による場合

171の項2(2)ア(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

(イ) 仕様・計算併用法による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは42,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは70,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは122,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル

ル未満のものは179,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは213,000円、25,000平方メートル以上のものは248,000円

(ウ) 標準計算法による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは56,800円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは94,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは161,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは231,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは273,000円、25,000平方メートル以上のものは314,000円

イ 非住宅部分

(ア) モデル建物法による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは71,600円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは91,100円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは119,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは193,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは253,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは304,000円、25,000平方メートル以上のものは357,000円

(イ) 標準入力法等による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは186,000円、300平方メートル以上1,000平

方メートル未満のものは 234,000 円、1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものは 301,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものは 430,000 円、5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものは 531,000 円、10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のものは 627,000 円、25,000 平方メートル以上のものは 715,000 円

別表 172 の 5 の項を次のように改める。

172 の 5 削除

別表 172 の 6 の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 13 条」に改め、同項額の欄を次のように改める。

次の 1 及び 2 に掲げる区分に応じ、1 件につき、次に掲げる額

1 軽微な変更該当していることの証明の申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条に掲げる軽微な変更該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

(1) 一戸建て住宅

4,100 円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

171 の項 1 (2)アに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

イ 非住宅部分

171 の項 1 (2)イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

2 1 以外の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 仕様基準又は誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のものは
14, 300 円、200 平方メートル以上のものは 15, 100 円

イ 仕様・計算併用法による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のものは
21, 100 円、200 平方メートル以上のものは 23, 300 円

ウ 標準計算法による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のものは
28, 300 円、200 平方メートル以上のものは 31, 500 円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合

171 の項 2 (2) ア (ア) に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

(イ) 仕様・計算併用法による場合

171 の項 2 (2) ア (イ) に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

(ウ) 標準計算法による場合

171 の項 2 (2) ア (ウ) に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

イ 非住宅部分の用途が工場等のみの場合における当該非住宅部分

171 の項 1 (2) イ に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

ウ イ以外の非住宅部分

(ア) モデル建物法による場合

171の項2(2)イ(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

(イ) 標準入力法等による場合

171の項2(2)イ(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

別表に次のように加える。

172の7 建築物 のエネルギー消費 性能の向上等に関 する法律第11条 第1項ただし書又 は第12条第2項 ただし書の規定に 基づく建築物エネ ルギー消費性能基 準に適合するかの 審査（同法第11 条に規定する特定 建築行為が建築物 のエネルギー消費 性能の向上等に関 する法律施行規則 第2条第1項第1 号イ又はロに該当 する場合に限る。）	建築基準法 第6条第4 項及び同法 第18条第 3項に基づ く審査の中 で行う仕様 基準又は誘 導仕様基準 審査手数料	次の1及び2に掲げる区分に応じ、 1件につき、次に掲げる額 1 一戸建て住宅 当該住宅の床面積の合計が3 0平方メートル以内のものは2、 500円、30平方メートルを 超え100平方メートル以内の ものは4、700円、100平 方メートルを超え200平方メ ートル以内のものは7、800 円、200平方メートルを超え るものは9、400円 2 一戸建て住宅以外の建築物の 住宅部分 当該部分の床面積の合計が3 0平方メートル以内のものは4、 300円、30平方メートルを 超え100平方メートル以内の ものは8、200円、100平 方メートルを超え200平方メ ートル以内のものは13、30
--	--	---

		0円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは15,900円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは22,300円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものは31,300円、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは50,100円、5,000平方メートルを超えるものは68,900円
--	--	---

別表備考第1号中「省令」を「基準省令」に改め、「建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料」を削り、「証明手数料」の次に「（以下「適合性判定手数料等」という。）」を加え、「172の項2(2)、172の2の項2(2)、172の5の項2(2)イ(イ)又は172の6の項2(2)」を「172の項2(2)ウ(イ)、172の2の項2(2)ウ(イ)又は172の6の項2(2)ウ(イ)」に改め、同表備考第2号中「省令」を「基準省令」に、「向上の一層」を「一層の向上」に改め、同表備考第3号及び第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号」に改め、同表備考第5号を削り、同表備考第6号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるもの」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他

これらに類するものを除く。)を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の20分の1以上であるもの」に、「非住宅部分」を「建築物の部分」に改め、同号を同表備考第5号とし、同表備考第7号を同表備考第6号とし、同表備考第8号を削り、同表備考第9号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号」に改め、同号を同表備考第7号とし、同表備考第10号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号」に改め、同号を同表備考第8号とし、同表備考第11号中「向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）」を「適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）」に、「共同住宅」を「一戸建て住宅以外の住宅」に、「住戸部分の額に」を「住戸部分と」に、「額を加算した」を「床面積の合計により算出した」に改め、同号を同表備考第9号とし、同表備考第12号中「向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）」を「適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）」に、「共同住宅」を「一戸建て住宅以外の住宅」に、「額を加算しないもの」を「床面積を除いた床面積の合計により算出した額」に改め、同号を同表備考第10号とし、同表備考に次の1号を加える。

- 1 1 複合建築物（住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。）
の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

る法律施行令第４条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の適合性判定手数料等の額は、１７２の項２(２)イ、１７２の２の項２(２)イ又は１７２の６の項２(２)イに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

付 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表１１０の項の改正規定、同表１２５の３の項の改正規定（「第１８条第４項ただし書」を「第１８条第５項ただし書」に改める部分に限る。）、同表１２５の８の項の改正規定（「第１８条第１７項」を「第１８条第２１項」に改める部分に限る。）、同表１２５の９の項から１２５の１１の項までの改正規定、同表１２５の１２の項の改正規定（「第１８条第１７項」を「第１８条第２１項」に改める部分に限る。）、同表１２５の１３の項から１２５の１９の項までの改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請等に係る手数料を定める等するほか、所要の規定整備をする必要がある。